**ＪＩＳ原案の内容等に関するチェックシート（ＣＳＢ）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　チェック責任者　　　　　　　印

原案番号及び名称

(1)特定標準化機関（ＣＳＢ）の要件について

　 □適正プロセス要求事項に適合する手順に従って原案を作成したか。

　 □事前にＪＩＳＣに登録した案件か。

(2)工業標準原案の技術的内容について

□標準化すべき内容及び目的を明確にし、必要十分な規定内容を含んでいるか。

□ＪＩＳ原案は規格として統一すべき内容を含んでおり、その規定内容については現在の知見からみて妥当な水準であるか。また、それを裏付ける資料等が添付されているか。添付されていない場合は次のいずれかに該当するか。

□用語、単位、製図などの原案

□国際一致規格原案

□対応国際規格の有無の調査を行い、国際規格が存在する場合又はその仕上がりが目前である場合には、これを基礎として原案作成を行われているか。ＪＩＳ原案が国際規格と異なる内容とせざるを得ない場合は、その内容及び国際規格に整合できない理由が明確にされているか（詳細は「JIS(日本工業規格)と国際規格との整合化の手引き(改訂版)：平成11年7月30日工業技術院標準部」を参照のこと）

□対応する海外規格等の動向を踏まえたものであるか。

□「標準化における消費者政策のあり方に関する提言」「環境ＪＩＳの策定促進のアクションプログラム」「高齢者・障害者配慮の標準化の進め方について（提言書）」など横断的標準化政策に配慮しているか。

□単位はＳＩ単位を規格値として採用しているか。

□当該規格の中及び他のＪＩＳとの間で矛盾する規定がないか。

□引用規格は、廃止又は廃止予定のないことを確認しているか。

□強制法規・公共調達基準との関係を明確にし、矛盾がないことを確認しているか。

□工業標準の制定・改正が輸入に悪影響を与えないことを確認しているか。

(3)知的財産権について

□特許権等を伴うものか否かに関する調査を実施し、特許権等がある場合は特許権者による非差別かつ合理的条件での通常実施権許諾の声明書提出の了解が得られているか。

□ＪＩＳ原案が海外規格（ＩＳＯ及びＩＥＣが制定した国際規格を除く）その他他者の著作物を基礎とした場合、著作権に関する著作権者との調整を行われているか。

□工業標準原案を審議することによって新たに発生した著作権の扱いについて明確になっているか。

(4)工業標準原案の体裁について

□工業標準原案の様式はJIS Z 8301（規格票の様式）に基づいているか。

□ＪＩＳテンプレートを使用した電子媒体であるか。

□対応国際規格との対比表が［附属書（参考）］に明記されているか。

(5)原案作成委員に関する個人情報の保護について

□原案作成委員会構成表をＪＩＳＣホームページ等で公表することの同意について確認したか。

**ＪＩＳ原案の内容等に関するチェックシート（ＣＳＢ以外）**

チェック責任者　　　　　　　印

原案番号及び名称

(1)工業標準原案の技術的内容について

□標準化すべき内容及び目的を明確にし、必要十分な規定内容を含んでいるか。

□ＪＩＳ原案は規格として統一すべき内容を含んでおり、その規定内容については現在の知見からみて妥当な水準であるか。また、それを裏付ける資料等が添付されているか。添付されていない場合は次のいずれかに該当するか。

□用語、単位、製図などの原案

□国際一致規格原案

□対応国際規格の有無の調査を行い、国際規格が存在する場合又はその仕上がりが目前である場合には、これを基礎として原案作成を行われているか。ＪＩＳ原案が国際規格と異なる内容とせざるを得ない場合は、その内容及び国際規格に整合できない理由が明確にされているか（詳細は「JIS(日本工業規格)と国際規格との整合化の手引き(改訂版)：平成11年7月30日工業技術院標準部」を参照のこと）

□対応する海外規格等の動向を踏まえたものであるか。

□「標準化における消費者政策のあり方に関する提言」「環境ＪＩＳの策定促進のアクションプログラム」「高齢者・障害者配慮の標準化の進め方について（提言書）」など横断的標準化政策に配慮しているか。

□単位はＳＩ単位を規格値として採用しているか。

□当該規格の中及び他のＪＩＳとの間で矛盾する規定がないか。

□引用規格は、廃止又は廃止予定のないことを確認しているか。

□強制法規・公共調達基準との関係を明確にし、矛盾がないことを確認しているか。

□工業標準の制定・改正が輸入に悪影響を与えないことを確認しているか。

(2)知的財産権について

□特許権等を伴うものか否かに関する調査を実施し、特許権等がある場合は特許権者による非差別かつ合理的条件での通常実施権許諾の声明書提出の了解が得られているか。

□ＪＩＳ原案が海外規格（ＩＳＯ及びＩＥＣが制定した国際規格を除く）その他他者の著作物を基礎とした場合、著作権に関する著作権者との調整を行われているか。

□工業標準原案を審議することによって新たに発生した著作権の扱いについて明確になっているか。

(3)工業標準原案の体裁について

□工業標準原案の様式はJIS Z 8301（規格票の様式）に基づいているか。

□ＪＩＳテンプレートを使用した電子媒体であるか。

□対応国際規格との対比表が［附属書（参考）］に明記されているか。

(4)原案作成委員に関する個人情報の保護について

□原案作成委員会構成表をＪＩＳＣホームページ等で公表することの同意について確認したか。